

令和五年第十九回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年十一月七日

所 世田谷区教育委員会会議室

午後二時三十分開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第十九回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和五年第十八回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と坂倉委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案二件と事務局からの報告が六件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第六十三号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に

関する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第六十三号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第六十三号、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、令和六年度に新たな職の会計年度任用職員を任用するために改正する必要があるものでございます。

二ページ目を御覧ください。授業指導のみならず、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関するを行うために、新たな職として日勤講師を新設いたします。

改正後の規則の施行日は、令和六年四月一日でございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第六十三号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第六十四号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

幼稚園保育料条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第六十四号につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 本件は、世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を令和五年第四回世田谷区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められたため、御審議をお願いするものでございます。

改正内容は、世田谷区立幼稚園の預かり保育の利用単位の変更に伴い、預かり保育料の額を変更するものでございます。

改正箇所ですが、資料右肩に記載の六ページ目、新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前となります。

第五条第二項ですが、預かり保育料の額を月額四千円から日額二百円に変更

いたします。

また、第五条第三項を削除いたします。

本条例は、令和六年四月一日から施行する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第六十四号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)小学校連合運動会の見直しについて、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いいたします。

○斉藤学務課長 小学校連合運動会の見直しについて御報告いたします。

1の主旨でございます。区立小学校六年生全児童を対象とした小学校連合運動会の実施を見直し、令和六年度以降は各校での取組みに移行するというものでございます。

2、連合運動会の概要です。(1)目的は記載のとおりで、小学校六年生児童全員が参加し、他校の児童と競技や演技をし、互に見学し合うことを通じて、児童相互の交流や体力の向上を図るなどを目的に昭和四十一年から実施しております。

(2)実施主体は、世田谷区教育委員会、区立小学校校長会、区立小学校教育研究会の三者での実施となっております。

(3)令和五年度実績です。①開催日時は、十月二十六日、二十七日の午前と

午後に全校を四グループに分けて実施いたしました。②会場は、区立総合運動場陸上競技場で、③参加児童数は約六千三百人、実施種目は④に記載の四種目、⑤経費といたしましては、借り上げバス代を中心に約九百五十万円となっております。

3、連合運動会の課題等です。(1)児童活躍の場としまして、参加種目が原則一人一種目のため、移動、待機、昼食等の時間に対し、一人一人の児童が活動する時間は僅かとなっております。また、児童は自身の競技以外の時間はスタンドやサイドスタンドに学校ごとに着席をして、見学していますが、特に五十メートルハードル及び走り幅跳びについては、観覧席からは見えにくく、児童の競技の様子が分からない状況となっております。

(2)教員の負担、他行事への影響ですが、各学校では、連合運動会の前の一定期間、朝や休み時間に練習を行っており、教員の他の業務を圧迫している状況があります。また、練習期間の確保等により、各学校で秋に開催する行事の日程調整がしにくい状況があります。

(3)児童の移送については、近隣から徒歩の学校を除き、各学校から会場まで借り上げバスで児童を移送していますが、会場付近で児童が安全に乗降するために、あらかじめ確保してきた都立砧公園駐車場について、東京都が公園の指定管理者に対し、他の利用者、利用希望団体と同じ取扱いである使用一か月前からの予約受付を徹底するよう指導しております。令和六年度以降は、児童を安全に乗降させることができる台数の確保のめどが立たない状況にあります。これまでは、事前にバス二十二台分の駐車場を確保し、令和五年度は一回に最大三十六台のバスを入れ替えて児童の安全を確保しながら乗降してきましたが、バス会社からは、駐車場を一か月前に予約する場合、十台分を確保することも難しいだろうと言われております。

(4)これらの課題を踏まえ、小学校長会連合行事審議委員会では審議を行

い、令和六年度以降の実施については難しいと判断し、校長会の総意として学校での学習をより充実させるためにも、発展的な廃止が望ましいと結論づけています。

4、今後の対応です。連合運動会に代えて学校での学習をより充実させるとともに、児童の体力の向上及び運動意欲の高揚に向け、校内記録会の開催等各校での創意工夫による取組みの推進を支援してまいります。

5、スケジュールにつきましては記載のとおりとなります。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)不登校特例校の表記変更について、本件に関して、加藤教育相談課長より説明をお願いします。

○加藤教育相談課長 不登校特例校の表記変更について御報告を申し上げます。

主旨といたしまして、文部科学省では、令和五年八月三十一日、不登校特例校の新たな名称について、従来使用していた名称、不登校特例校に代えて学びの多様化学校とすることとしました。これを受けまして、教育委員会として新しい表記の取扱いについて整理をしたので、報告するものでございます。

2、表記の変更についてです。国通知に合わせて、不登校特例校の表記を変更し、学びの多様化学校（不登校特例校）とすることといたします。

変更の時期につきましては、令和五年十二月一日金曜日からとしております。

4、表記変更に係る各事業等修正の進め方についてでございます。表記変更

についてでございますが、表中、策定中の計画等、また、不登校支援ガイドラインにつきましては、策定に合わせて修正をしております。区ホームページ等につきましては、令和五年十二月一日より変更をいたします。チラシやパンフレット等につきましては、年度内は現状のまま使用をいたします。

5、変更する表記期間につきましては、表記の期間については定めず、当面の間使用するものとし、今後の国の対応状況等に合わせて判断をまいります。

今後のスケジュール（予定）につきましては、御覧のとおりとなっております。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) 「不登校支援ガイドライン（素案）」、「不登校支援ガイドライン策定のためのニーズ調査」及び「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室ねいろの評価・検証」について、本件に関して、加藤教育相談課長より説明をお願いいたします。

○加藤教育相談課長 「不登校支援ガイドライン（素案）」、「不登校支援ガイドライン策定のためのニーズ調査」及び「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室ねいろの評価・検証」について御報告をいたします。

1の主旨でございます。教育委員会では、第二次不登校支援アクションプランを令和四年三月に策定し、不登校対応ガイドライン（以下「ガイドライン」という）の作成、運用を位置づけ、策定を進めてきました。本ガイドラインは、児童・生徒の個々に応じた支援を各学校が組織的、継続的に行うため、教

職員共通の対応の指針となるものでございます。また、不登校支援ガイドライン（素案）、ガイドライン策定の基礎資料となる不登校支援ガイドライン策定のためのニーズ調査（以下「ニーズ調査」という）及び学びの多様な学校（不登校特例校）分教室ねいろの評価・検証について取りまとめましたので、御報告をするものでございます。

2のガイドライン策定の経過につきましては、御覧のとおりでございます。

3、ガイドラインの概要につきましては、記載のとおり、下記、六つの章と巻末資料で構成されております。

各章につきましては、右上のページ番号三ページ目、別紙1の不登校支援ガイドライン（素案）概要版にて御説明をさせていただきます。

三ページ目を御覧ください。左側上段、1、不登校支援ガイドライン策定にあたってでは、不登校支援を行うに当たって、不登校の予兆を見極めることや早期の段階から支援を行うためには、各学校において児童・生徒一人一人の状態等を把握し、それぞれの状況に応じた適切な支援を組織的、かつ継続的に行っていく必要があります、子どもたちが安心して通うことのできる学校づくりになげられるよう、教職員のための共通の指針として策定したことを記載してまいります。

左側中段の2、世田谷区における不登校の現状を御覧ください。ここでは、世田谷区の不登校児童の現状について、不登校の要因や不登校の長期化、学校復帰率、学校外における支援体制等について記載しております。

続きまして、左側下段の3、児童・生徒のニーズ調査からわかることを御覧ください。教育委員会では、区立小学校、中学校に在籍する児童・生徒とその保護者を対象に、不登校児童・生徒の抱える課題や世田谷区での傾向等を知るため、不登校支援ガイドライン策定のためのニーズ調査及び学びの多様な学校、分教室ねいろの生徒、保護者へのアンケート調査を実施いたしました。こ

ここでは、ニーズ調査の結果から、不登校のきっかけや理由について、学校が捉える不登校の要因と子ども自身が考える不登校のきっかけに差異が生じていることが分かり、多面的な視点で子どもの声を丁寧に聞くことが大切であることなどを記載しております。

次に、右側上段の4、不登校児童・生徒への支援を御覧ください。ここでは、不登校の早期発見、早期対応、休み始めの児童・生徒への対応、不登校が長期化する児童・生徒への支援等について、学校がチームとして子どもたちへの支援を行うことについて記載しております。具体的な取り組み内容といたしまして、(1)魅力ある学校づくりと学校内での支援、(2)児童・生徒の状態に合わせた支援について記載しております。詳細は、右の欄を御覧ください。

次に、右側中段の5、世田谷区における不登校支援策についてです。ここでは、学校が行う不登校児童・生徒への対応に対する支援、学校以外の居場所づくりや不登校の間における学習保障等の支援、不登校児童・生徒だけでなく、保護者や学校も含めた総合的な支援、また、ニーズが増加しているほっとスクールの増設等について記載しております。また、令和四年四月に開設した学びの多様化学校、分教室ねいろについて、実践事例を評価、検証し、好事例などを各小中学校に還元、共有化を図り、共に学び共に育つ学校づくりに生かせるよう取り組んでいくことを記載しております。

最後に、6のガイドラインまとめでは、ねいろの評価、検証からその有効性が明らかになったことから、今後、学びの多様化学校（不登校特例校）を希望する生徒の動向を注視しながら、地域偏在の観点からも第二の学びの多様化学校（不登校特例校）の設置について早急に検討していくこと。設置の検討に当たっては、ねいろの課題を踏まえ、より充実した体制で取り組んでいくことを記載しております。また、今後、子どもたちが共に学び共に育つ環境を推進していくために、増え続ける不登校を未然に防止できるような区と魅力ある学校

づくりを、各学校、教育委員会で連携して取り組むことを記載しております。

それでは、一ページのかがみ文にお戻りください。3、ガイドライン概要の下の部分を御覧ください。今、御説明いたしました別紙1、不登校支援ガイドライン（素案）概要版のほかに、別紙2、不登校支援ガイドライン（素案）本編が四ページから、別紙3、不登校支援ガイドライン策定のためのニーズ調査結果報告書（案）につきましては七七ページから、別紙4、学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」の評価・検証につきましては一一一ページから別紙として添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、4、ガイドライン（素案）への意見募集についてです。区立小・中学校に在籍する児童・生徒及び保護者を対象に、貸出用タブレット及びすぐるを活用して周知をし、オンラインにて回答できるような仕組みにより意見募集を行う予定です。

次に、5、今後のスケジュール案ですが、令和五年十一月に意見募集を行います。十二月、第八回不登校支援ガイドライン策定検討委員会、以下、御覧のとおりとなっております。

私からの御説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)（仮称）世田谷区教育の情報化推進計画の素案について、本件に関して、山口教育研究・ICT推進課長より説明をお願いします。

○山口教育研究・ICT推進課長 それでは、私から、（仮称）世田谷区教育

の情報化推進計画の素案について御説明いたします。

1、主旨につきましては、世田谷区教育の情報化推進計画（平成二十六年年度（平成三十五年度）に基づき教育ICT環境の整備促進を進めてまいりましたが、現行計画の後継計画となる（仮称）世田谷区教育の情報化推進計画の素案をまとめたので、御報告するものでございます。

2、計画期間及び内容についてでございます。（1）計画期間は、記載のとおりでございます。（2）計画内容についてですが、別紙1、二ページ目の概要版を御覧いただければと思います。資料、黄色いボックスの左上の記載の世田谷区教育振興基本計画の基本方針1の教育DXの更なる推進を受けまして、次期教育の情報化推進計画を作成しております。

資料の右側、上のほうを御覧ください。現時点の構成案は、三章構成となっております。第一章が教育DX推進に向けた基本的な考え方とこれまでの総括、第二章が目指すべき方向性、第三章が目指すべき将来像の実現に向けた教育DX推進施策としております。

参考資料として、この後、学校教育の情報化の動向、令和三年九月の分散登校時におけるオンライン学習に関するアンケート調査結果、用語解説を掲載しております。後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、素案の主なポイントについて御説明いたします。まず、概要版の中段、右側のボックスに記載の3、児童・生徒の情報活用能力の育成を御覧ください。児童・生徒の情報活用能力の育成やICTリテラシー教育は、生成AIや新たなICTサービスに適切に対応し、安全に活用する能力を育む上で非常に重要であることを踏まえ、児童・生徒がICT利活用に伴う様々なリスクに適切に対処しつつ、新たな技術、サービスを効果的に活用して問題を解決する能力を身につけることを支援する必要があります。そのため、基本的なICT活用スキルの育成や情報セキュリティとプライバシー保護の重要性など

を学ぶ機会の充実を行ってまいります。

次に、左下、ボックスに記載の4、働き方改革の推進を御覧ください。教員が授業で利用する学習系ネットワークと成績処理などで利用する校務系ネットワーク環境の統合を行ってまいります。統合したネットワーク環境には十分なアクセス制御を実装した上で、教員が学習系及び校務系ネットワークごとに操作を、端末を切り替える負担等を軽減し、ネットワーク環境の利便性向上を進めてまいります。

また、ウェブ会議ツール等を活用したコミュニケーションの向上及び活性化の推進をいたします。マイクロソフトチームズ等のグループウェアの活用をさらに拡充し、既に実施している区教育委員会と教員間の情報共有に加え、将来的には、区長部局における情報化推進を担当するDX推進担当課と連携し、区教育委員会、教員、区長部局の三者間で情報共有を検討いたします。また、教員用タブレット端末を活用したペーパーレス化の取組を進めることで、配付資料印刷時に発生する印刷コストの作業時間等の削減を図るとともに、会場までの移動時間等も削減し、関係者間での円滑な情報共有やオンラインミーティング時のレコーディング機能を活用したミーティング欠席者への情報提供等を通して、コミュニケーションの向上及び活性化をより一層推進してまいります。

次に、下段、中央記載の5、生成AIの教育利用の促進を御覧ください。現時点での活用が有効な場面での検証及び限定的な利用の開始として、個人情報保護やセキュリティ、著作権等を十分留意しつつ、パイロット的なAI活用の取組みを進め、成果、課題を十分に検証し、今後のさらなる議論の発展につなげてまいります。また、AI自体に必要な資質、能力の向上及び適切な利用の促進に向けて、教員研修や校務での適切な活用に向けた取組みを研究し、教員のAIリテラシー向上や働き方改革につなげてまいります。

最後に、下段、右側に記載の6、ICT機器の安定運用及び確実なプレイ

スの実施（老朽化対応）を御覧ください。将来的なGIGA端末の更新に関して、令和七年度から初めての更新を開始いたします。国による端末更新経費補助等の動向や、全国の自治体で端末更新時期が重なることにより端末の確保が難しくなる可能性等についても十分留意しなければなりません。教育現場のICT機器の利用状況を把握するとともに、運用状況のモニタリングや評価を定期的に実施し、ICT機器導入の選定を進めてまいります。

一ページのかみ文にお戻りください。3、今後のスケジュールについてですが、二月に教育委員会におきまして本計画案の報告をいたします。その後、三月、教育委員会にて決定の予定でございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○濫澤委員 二点あります。まず一点は、これは最後の6のところに関わるのかもしれませんが、リプレイスといいますが、生徒や教員にタブレットを配付してから時間がたってきて、すぐに更新の時期を迎えようとしているのですが、例えば、区としてのそれに対する予算、あるいは保護者に対する負担の一定額をお願いというようなことはもう既に検討されているのでしょうか、それとも、文部科学省の指示を待つてということなのでしょうか。

それから、例えば生成AIの話がここに出てきていますが、この問題はとても重要だと思のですが、これから五年間の間にICTに関する画期的な新しい技術開発というのは多分どんどんされてくると思うのです。そのときに、五年というスパンでこれをつくってしまうと、それに対応できなくなるかもしれない、その辺をどうお考えになっているのか、その二点の質問です。

○山口教育研究・ICT推進課長 まず、一点目のリプレイスのことに関してでございますけれども、国の骨太の方針二〇二三のところで、更新におきま

て、一人、四万五千円の補助をするということが閣議決定されておりますので、それに向けて準備を進めている段階でございます。

二点目のAIの活用についてでございますが、委員おっしゃるとおり、AIの活用が様々進んでまいりますので、その都度、こちらの情報化推進計画も新たに追記をしていくという考えでございます。

○澁澤委員 生成AIの問題だけではなくて、それ以外の技術も多分出てくると思いますので、その辺にも柔軟に対応できるような案文にしていただければと思いますので、ぜひよろしく願います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5)令和五年度教育総合センターメッセについて、本件に関して、山口教育研究・ICT推進課長より説明をお願いします。

○山口教育研究・ICT推進課長 それでは、私から、令和五年度教育総合センターメッセについて御報告をいたします。

1、目的についてでございますが、教育総合センターを拠点に取り組んでいく様々な事業について、広く区民等の理解を深めるものでございます。

2、日時及び会場につきましては、記載のとおりでございます。

4、内容についてでございますが、体や心を動かす体験活動の運動遊び体験、アトリエ活動体験等を予定しております。また、ICTを活用した体験活動にSTEAM教育講座やプログラミング体験、子育て・保育の役立つ講座として、乳幼児期の親子向け講座等、その他、作品等の展示を予定しております。

5、周知、広報についてですが、チラシの配付及びすぐる配信、「区のおしらせ せたがや」、ホームページ、SNS等の配信を記載の期日を目途に予定してございます。

6、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6) 「ハローキャリアワーク」の実施について、本件に関して、山口教育研究・ICT推進課長より説明をお願いいたします。

○山口教育研究・ICT推進課長 それでは、私から「ハローキャリアワーク」の実施について御説明いたします。

初めに、1、主旨についてでございます。子どもたちが自分の力が社会に役立つことを実感し、仕事の楽しさや厳しさを知り、自らの生き方や進路を考えることを目的としたハローキャリアワークについて、令和五年度末までの見通しが立ちましたので、その内容を報告するものでございます。

次に、2、ハローキャリアワークのしくみについてでございます。記載の図のとおり、教育委員会が世田谷区内の事業者等をつなぐハブ機能を果たします。そして、世田谷区の小中学生が地域や社会の仕事や行事等を体験できる仕組みを構築できるようにしてございます。

続きまして、3、令和五年度の実施状況についてでございます。御覧の五つの事業所で実施いたしました。今後、三事業所を予定してございます。二ページの別紙を御覧いただければと思います。主な実績について御紹介いたします。

受入先についてですが、ハローキャリアワークを共に推進している経営改革・官民連携担当課と連携して、決めてございます。今回は、学校法人村川学園東京山手調理師専門学校と楽天グループの二事業所を御紹介いたします。

受入対象、参加人数、実施日は、記載のとおりでございます。まず、表の左側に記載の学校法人村川学園東京山手調理師専門学校では、食を通して世田谷の魅力を発信するために子どもの視点を生かしたオリジナル中華まんを作ろうという内容でございます。受入れ事業者からは、子どもたちの発想豊かで斬新な中華まんは、味も好評ですぐに完売し、接客などにも意欲を感じたという感想でございます。子どもたちからは、自分の考えが本当に中華まんになるなんてびっくりだった、私にも商品の提案ができることが分かったなどの感想がございました。

次に、右側の表に記載の楽天グループについては、誰にとっても住みやすい町をつくるにはどうしたらいいか、子どもたちの考えを生かした案をつくろうという内容でございます。受入れ事業者からは、子どもたちがダイバーシティの考えを理解し、いろいろな方と共に住み続ける意識が深まったと感じたという感想ございました。子どもたちからは、この町に様々な人が住んでいることが分かり、自分にできることがたくさんあることが分かった。視覚障害の体験を通じて、相手の立場から考えることの大切さについて身をもって感じたという感想がございました。

一ページにお戻りください。4、今後のスケジュールについてですが、記載のとおり、十二月十六日に教育総合センターメッセにおいて報告会を開催する予定でございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(7)その他の連絡事項等はございませんか。

○中村委員 すみません、さつき質問を一つ忘れていたのですけれども、別に

議事をひっくり返すつもりはないのですが、一番最初の日勤講師について、以前は区費講師というのがありまして、区費講師というのは自分では授業をできない、いわゆるメインの先生のサブについていたという講師制度があったのですが、今回の日勤講師と以前の区費講師との違いを教えてくださいませんか。

○山本教育指導課長 区費講師についても、免許を有している教科については一人で授業をすることができます。今回、日勤講師にするのは、年間の授業の日数に合わせた二百十六日程度の講師として、一日七時間いられる、子どもがいる時間、ほばいられる時間を確保するというところで、今後、働き方改革等に資する講師を配置できるということで、新しい職としてつくりたいということので設けたものでございます。

○中村委員 そうすると、常勤講師という理解でよろしいでしょうか。

○山本教育指導課長 そうです。

○中村委員 分かりました。

○渡部教育長 ほかはよろしいですか。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたしました。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行い

ます。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、知久教育政策・生涯学習部長、小泉学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、井上教育総務課長、前島学校職員課長、山本教育指導課長、加藤教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長が出席です。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午後三時五分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午後三時十一分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は十一月十六日木曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第十九回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午後三時十二分閉会